

令和8年3月12日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和8年3月12日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第16号議案

「学校(園)と家庭・地域との良好な関係づくりのために」
方針(案)について(継続審議)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針(案)

1 基本的な考え方

保護者や地域の方からいただくご意見、ご要望等は、園や学校の保育・教育の改善等において大変貴重なものであります。しかし近年、一部の保護者や地域の方からの暴言や理不尽で過剰な要求等が、電話等で、または担任等に直接寄せられる事案が見受けられます。暴言や理不尽で過剰な要求等は、教職員や保育士等（以下「教職員等」という）が業務を遂行する時間や機会を損ない、萎縮や精神的苦痛を与え、業務の遅滞を招き、幼稚園・保育園・小中学校の運営の支障となるだけでなく、子どもと向き合う時間や教材研究の時間を奪う等、本来行うべき保育・教育活動やその準備ができなくなる恐れがあります。

白石市では、市内の幼稚園・保育園・小中学校の教職員等を過度な負担から守り、取り組むべき職務に注力させ、より良い保育・教育活動を提供するため、暴言や理不尽で過剰な要求等に対しては組織として毅然と対応します。

2 理不尽で過剰な要求等について

業務を遂行するに当たり、保護者や地域の方からのご意見やご要望等のうち、その内容や寄せられた際の状況から判断し、要求を実現するための手段や態様が幼稚園・保育園・小中学校の運営、社会通念上不相当なものであって、当該手段や態様等により教職員等の就業環境が害されるものをいいます。

3 理不尽で過剰な要求等に該当する行為

分類	行為の例
時間拘束型	・長時間、電話対応を求める、校（園）地（校舎・園舎含む）内に滞在する。 ・教職員等を長時間（目安として30分以上）拘束することにより業務に支障を及ぼす。
リピート型	・執拗に電話や来校（園）を繰り返す。 ・同じ内容の意見や要望を繰り返す。
暴言型	・侮辱や差別的な言動、罵声を浴びせる。 ・大声や暴言で教職員等を責める、恫喝を繰り返す。
暴力型	・机をたたく、物を投げる、物を壊す、殴る、蹴る、つばを吐く。 ・対応状況や教職員等の氏名等をSNS等へ投稿する。
過度な要求型	・特定の教職員等に面会を繰り返し要求する、校（園）長による対応を要求する。 ・職場外、勤務時間外に対応を要求する。 ・自分が考えた園児・児童生徒への指導を幼稚園・保育園・小中学校が行うことを執拗に要求する。 ・行事の日程の変更、担任等の変更等、実現困難なことを要求する。 ・保育・教育的内容とは関係のない自己主張、苦情を言う。 ・言いがかりにより金銭を要求する。
揚げ足取り型	・言葉尻を捉え、揚げ足取りや執拗な責め立てをする。 ・「態度が気に入らない」等の言いがかりをつける。
謝罪要求型	・根拠のない謝罪の要求、「誠意を見せろ」等無理な要求をする。 ・土下座を要求する。
脅迫型	・「SNSにさらす」等の発言で脅す。 ・凶器を持参し見せつける。

権威型	<ul style="list-style-type: none"> ・優位な立場を利用した暴言を吐く、特別扱いを要求する。 ・「〇〇に訴える」など、他の組織や機関と関わることを、要望を実現するための圧力にしようとする。
つきまとい型	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち伏せる、付きまとう、自宅等に執拗に電話等をする、繰り返し SNS 等で対応を迫る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・校（園）地（校舎・園舎含む）内からの退去の通告を受けても退去しない。 ・酒に酔った状態で電話をかける、来校（園）する。 ・教職員等や教室などの施設設備を無断で撮影する。 ・説明を聞かない。

上記の行為は例として挙げたものであり、「理不尽で過剰な要求等」はこれらに限定されません。

4 理不尽で過剰な要求等への対応

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」対応マニュアルに基づき、教職員等を過度な負担から守り、子どもたちに保育・教育活動を円滑に提供するため、組織的に対応します。

(1) 保護者や地域の方への対応における基本的な心構えの徹底

保護者や地域の方からのお問い合わせ、相談等に対しては、基本的な対応（接遇、マナー）を心がけ、丁寧かつ真摯に話を聞き、適切な対応に努めます。

(2) 対応手順の整備

教職員等が、安易に「理不尽で過剰な要求等に当たる」と判断しないよう、該当性の判断や対応終了等の対応は、統一的行う必要があります。

このため、「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」対応マニュアルを校（園）内で共有し、効果的な運用を図ります。また、教職員等への研修や情報提供等を継続的に実施します。

(3) 周知の方法

一部の保護者や地域の方は、自身の行為が理不尽で過剰な要求等に該当する自覚がないことが見受けられるため、どのような行為が理不尽で過剰な要求等に該当するか、PTA 総会での説明やおたよりへの掲載等により、周知を図ります。

(4) 組織的な対応

適切な対応に努めた結果、要望等が長期化・複雑化し、悪質な事案へと発展した場合には、管理職が対応へ同席する又は交代する等の必要なフォローを行うとともに、理不尽で過剰な要求等に該当する可能性があるかの判断を行う等、組織的な対応を行います。

理不尽で過剰な要求等に該当する場合には、当該行為に対する警告や対応終了等を伝達し、必要に応じて対応状況を録画又は録音します。なお、対応時間はおおむね 30 分を目安とし、超過する場合は対応を中止します（内容や頻度（大声、粗暴な行為、何度も繰り返す等）に応じて対応時間を短縮します）。また、状況によっては、管理職等の判断により校（園）地（校舎・園舎含む）外への退去を通告し、校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去いただきます。校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去しない場合や、悪質な言動又は犯罪行為に対しては、警察、弁護士等の関係機関に相談の上、厳正に対処します。

併せて、教職員等が不利益を受けないようにするとともに、教職員等の心身のケア及びプライバシーの保護に努めます。

今後も園や学校のより良い保育・教育を子どもたちや家庭、地域の皆様のために提供してまいります。万が一に理不尽で過剰な要求等に該当する行為がありましたら、本方針に沿って対応しますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和 8 年 3 月 〇 日
白石市教育委員会

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針(案) (概要)

1 基本的な考え方

近年、一部の保護者や地域の方からの暴言、理不尽で過剰な要求等が見受けられ、幼稚園・保育園・小中学校の運営の支障となるだけでなく、本来行うべき保育・教育活動やその準備ができなくなるおそれがあります。

白石市では、市内の幼稚園・保育園・小中学校において、教職員や保育士等（以下「教職員等」という。）を過度な負担から守り、取り組むべき職務に注力させ、より良い保育・教育活動を提供するため、理不尽で過剰な要求等に対しては組織として毅然と対応します。

2 理不尽で過剰な要求等について

業務を遂行するに当たり、保護者や地域の方からのご意見やご要望のうち、その内容や寄せられた際の状況から判断し、要求を実現するための手段や態様が幼稚園・保育園・小中学校の運営や社会通念上不相当なものであって、当該手段や態様等により教職員等の就業環境が害されるものをいいます。

3 理不尽で過剰な要求等に該当する行為

分類	行為の例
時間拘束型	・長時間、電話対応を求める、校（園）地（校舎・園舎含む）内に滞在する。 ・教職員等を長時間拘束することにより業務に支障を及ぼす。
リピート型	・執拗に電話や来校（園）を繰り返す。 ・同じ内容の意見や要望を繰り返す。
暴言型	・侮辱や差別的な言動、罵声を浴びせる。 ・大声や暴言で教職員等を責める、恫喝を繰り返す。
暴力型	・机をたたく、物を投げる、物を壊す、蹴る、つばを吐く。 ・対応状況や教職員等の氏名等を SNS 等へ投稿する。
過度な要求型	・特定の教職員等に面会を繰り返し要求する、校（園）長による対応を要求する。 ・職場外、勤務時間外に対応を要求する。 ・自分が考えた園児・児童生徒への指導を幼稚園・保育園・小中学校が行うことを執拗に要求する。
揚げ足取り型	・「態度が気に入らない」等の言いがかりをつける。
謝罪要求型	・根拠のない謝罪要求、「誠意を見せろ」等無理な要求をする。
脅迫型	・「SNS にさらす」等の発言で脅す。
権威型	・「〇〇に訴える」など、他の組織や機関と関わることを、要望を実現するための圧力にしようとする。
つきまとい型	・待ち伏せる、自宅等に執拗に電話をする、繰り返し SNS 等で対応を迫る。
その他	・酒に酔った状態で電話をかける、来（園）校する。 ・教職員等や教室などの施設設備を無断で撮影する。

上記の行為は例として挙げたものであり、「理不尽で過剰な要求等」はこれらに限定されません。

4 理不尽で過剰な要求等への対応

理不尽で過剰な要求等に該当する場合には、当該行為に対する警告や対応終了等を伝達し、必要に応じて対応状況を録画又は録音します。なお、対応時間はおおむね 30 分を目安とし、超過する場合は対応を中止します（内容や頻度（大声、粗暴な行為、何度も繰り返す等）に応じて対応時間を短縮します）。また、状況によっては、校（園）地（校舎・園舎含む）外への退去を通告し、校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去いただきます。

校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去しない場合、悪質な言動又は犯罪行為等に対しては、警察、弁護士等の関係機関に相談の上、厳正に対処します。

併せて、教職員等が不利益を受けないようにするとともに、教職員等の心身のケア及びプライバシーの保護に努めます。

白石警察署 電話：25-2138

白石市立幼稚園・保育園・小中学校

学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために

対応マニュアル

令和 年 月

白石市教育委員会

目次

はじめに	1
第1 理不尽で過剰な要求等とは	2
第2 理不尽で過剰な要求等への基本的な対応	
1 初動段階の対応	4
2 理不尽で過剰な要求等への対応原則	6
第3 理不尽で過剰な要求等の類型と対応例	
1 時間拘束型	11
2 リポート型	11
3 暴言型	12
4 暴力型	12
5 過度な要求型	12
6 揚げ足取り型	13
7 謝罪要求型	13
8 脅迫型	14
9 権威型	14
10 つきまとい型	15
11 その他	15
参考①：関係法律	17
参考②：対応フロー	18
参考③：白石市カスタマーハラスメント対策要綱	19

はじめに

保護者や地域の方からいただくご意見、ご要望等は、園や学校の保育・教育において大変貴重なものであります。しかし近年、一部の保護者・地域の方からの暴言、理不尽で過剰な要求等が、電話等で、または担任等へ直接寄せられる事案が見受けられ、社会全体でもその対応について関心が高まっています。

令和2年に厚生労働省が策定した「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）において、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。また、令和4年2月には「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成されました。白石市でも、良い行政サービスを提供し、カスタマーハラスメントに対しては組織として毅然と対応することを示した「白石市カスタマーハラスメントに対する方針」を令和7年9月に策定しました。

市内の幼稚園・保育園・小中学校においては、子供たちにより良い保育・教育を提供するという責務を果たすために、園や学校と保護者との連携、園や学校と地域との連携を進めています。しかし、理不尽で過剰な要求等が寄せられることにより、教職員や保育士等（以下「教職員等」という。）が業務を遂行する時間や機会を損ない、教職員等に精神的苦痛を与え、業務の遅滞を招き、幼稚園・保育園・小中学校の運営の支障となるだけでなく、子供と向き合う時間や教材研究の時間を奪う等、本来教職員等が行うべき保育・教育活動やその準備ができなくなる恐れがあります。幼稚園・保育園・小中学校において、教職員等を過度な負担から守り、取り組むべき職務に注力させ、より良い保育・教育活動を提供するため、暴言や理不尽で過剰な要求等に対しては組織として毅然と対応することが重要です。

この度、園・学校や教職員等に対する理不尽で過剰な要求等を未然に防止し、園や学校のより良い運営及び教職員等の安全と業務の円滑かつ適正な遂行を確保するため、「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針が策定されました。実際の対応に当たっては、本マニュアルを基本としつつ、内容や性質、相手方の特性などを踏まえて適切に対応してください。

第1 理不尽で過剰な要求等とは

「白石市カスタマーハラスメントに対する方針」において示されている考え方にに基づき、以下のように定義します。

業務を遂行するに当たり、保護者や地域の方からのご意見やご要望のうち、その内容や寄せられた際の状況から判断し、要求を実現するための手段や態様等が、園や学校の運営や社会通念上不相当なものであって、当該手段や態様等により教職員等の就業環境が害されるもの。

(1) 要求内容等に妥当性がないもの

- 根拠とする事実関係や因果関係がないもの

(例) ・長時間電話をかける、校(園)地(校舎・園舎を含む)内に滞在し続けるなどの時間拘束。
・過剰な要求や不当な言いがかり、曖昧な要求。
・過大な補償や謝罪の要求。

(2) 要求を実現するための手段、態様等が社会通念上不相当なもの

- 手段、態様等が暴力的・威圧的・継続的・拘束的・差別的又は性的である場合

(例) ・身体的な攻撃(暴行、傷害)
・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
・威圧的な言動
・土下座の要求
・継続的な(繰り返される)、執拗な言動やつきまとい
・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
・差別的な言動
・性的な言動
・教職員等個人への攻撃、要求

●留意事項

ご意見やご要望は、園や学校の運営や教職員等の態度等に対して不平や不満として表れる場合もありますが、それ自体が問題とは限りません。内容を受け止め、改善に生かすことも幼稚園・保育園・小中学校の更なる発展や教職員等の資質の向上につながるものでもあります。

幼稚園・保育園・小中学校に対する不平や不満の全てを、理不尽で過剰な要求等とするのではなく、まずは適切な対応に努め、その上で、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段、態様等が社会通念に照らして相当な範囲かという点から、理不尽で過剰な要求等の該当性を判断することとなります。

また、幼稚園・保育園・小中学校に対し違法又は不当な行為を要求する行為に対しては、「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針に基づき組織として毅然と対応します。

第2 理不尽で過剰な要求等への基本的な対応

一部の保護者や地域の方等からのご意見やご要望に対しては、それぞれの事情に配慮した上で、基本的な対応として、接遇に配慮し、真摯に耳を傾け、丁寧に説明するなど、適切かつ迅速に対応することが重要です。このため、以下の事項に留意しつつ、初期段階から適切な対応を心掛け、まずは、理不尽で過剰な要求等の予防に努めます。

その上で、ご意見やご要望等が長期化するなど、悪質な事案へと発展した場合には、理不尽で過剰な要求等として、組織的に対処する必要があります。

1 初動段階の対応

(1) 冷静に対応する

- ご意見やご要望等を寄せる方の中には、感情的になり厳しい口調や威圧的な態度で意見を主張する方もいますが、これに反応して感情的になると、話がこじれてしまう場合があります。
- 保護者や地域の方の話に真摯に耳を傾けて、専門用語などは使わず丁寧な言葉遣いで接し、冷静に事実関係や主張の内容を把握します。
- 保護者や地域の方（高齢者や障害者、外国人）など相手方の特性に応じて適切に対応します。
- 必要に応じて、ゆっくり話す、口頭だけでなくメモを見せながら説明することも有効です。

～こういうこともあります～

- ・保護者や地域の方の中には耳が聞こえにくいいため、普段から大きな声で話している。
- ・保護者や地域の方の声などが聞き取れず、教職員等が何度も聞き直している。
- ・教職員等の説明が早口、抑揚がない、専門用語やカタカナ用語を使っているなどで、保護者や地域の方が説明の内容を理解できない。
- ・保護者や地域の方と教職員等の年代が異なり、それぞれがお互いの言動に違和感を抱いている。
- ・保護者や地域の方も自分の考えや思いが伝わらず、イライラや悔しい思いをされているかもしれません。

「大声を出している」「言っている意味が分からない」「何度も同じことを聞いてくる」等を捉え、原因を判断できずに一方的に理不尽で過剰な要求等と断定してしまうことのないように気を付けましょう。

(2) 事実関係を正確に把握する

- 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）により話の内容を把握し、「対象」「理由」「要求」などを特定していきます。
- 保護者や地域の方の話が理路整然としない場合であっても、途中で話を遮ることや反論することはせず、まずは一通り話を聞き、内容に不明確な部分などがあれば質問をして確認し、意見や要望等の要点を整理します。
- ご意見やご要望に対して的確に対応するほか、不当な要求を排除するためにも、保護者や地域の方の住所、氏名、連絡先等を確認し、特定するよう努めます。また、対応した日時、場所を含めて、保護者や地域の方の言動など事実関係を記録します。

(3) むやみに謝罪はしない

- ご意見やご要望を受けた時点では、正確に状況が把握できていないことから、園や学校として事実や責任を認めたような発言は行わないよう留意する必要があります。
- 一方で、対応時の不手際など、保護者や地域の方が不快な思いをしたという事実に対してお詫びをすることは、相手が冷静になることにつながります。（「お待たせして申し訳ありません」等。）
- この場合、何に対するお詫びなのかを明確にし、保護者や地域の方が園や学校として事実や責任を認めたと受け取らないように注意します。

2 理不尽で過剰な要求等への対応原則

理不尽で過剰な要求等への対応において、担当した教職員等を孤立させてしまうと、大きな精神的な負担を生じさせ、対応が更に困難となるおそれがあります。また、本来教職員等が行うべき業務にも支障をきたすこととなります。

こうした事態に至らぬよう、組織として教職員等を守り、毅然と適切に対応することが重要です。

理不尽で過剰な要求等の判断のポイント

- ご意見・ご要望の「対象」は学校（園）のどのような行為か。具体的に特定できるか。
- 「理由」は何か。いつ、どこで、誰が、どのような被害等を受けたのか。事実関係を明らかにする証拠や証言はあるか。
- ご意見・ご要望は何か。学校（園）の業務と因果関係はあるか。違法または不当ではないか。理由との相当性はあるか。
- ご意見・ご要望は違法、不当ではないか。対応に多大な時間や回数を要するなど、学校（園）の運営や教職員等の業務に影響は生じていないか。

(1) 組織的に対応する

① 速やかに上司に報告する

教職員等は、ご意見・ご要望への対応に苦慮する状況にある場合、事態が悪化する前に速やかに上司（教頭、主幹教諭、主任保育士等）に報告します。

上司は、部下教職員等の対応に目を配り、対応に苦慮している状況を把握し、又は部下教職員等から相談があった場合は、対応を交代し、又は同席して対応し、理不尽で過剰な要求等に該当すると思われる場合は、所属長である校（園）長へ報告するとともに毅然と適切に対応します。

② 複数で対応する

対応は、相手と同数以上の人数で行い、対応する前に会話の記録、緊急時の通報などそれぞれの役割分担を決めておきます。

③ 密室状態で対応しない

対応は、管理権限の及ぶ場所で行うことを基本とし、別室で対応する場合はドアを開放するなどして室内の状況が確認できるようにし、密室状態にしないようにします。

④ 時間を設定する

理不尽で過剰な要求等への対応に多大な時間や回数を要すると、教職員等に過度な負担を与えるだけでなく、園・学校の運営や教職員等の業務への支障を生じ、結果的に園や学校の保育・教育の質を低下させることにもなりかねないことから「業務の都合上、〇時まではお話しを伺うことができます」など、対応できる時間を設定し、相手に伝えてから対応します。話が進展しなければ、「約束の時間となりました。これ以上お話しをお聞きしても、私どもの考えはお伝えしたとおりですので、お引き取りください。」と告げ、対応を終了します。なお、保護者や地域の方の特性に応じた対応が必要なケースや、事実関係の把握に時間を要するケースもあることから、対応終了は、状況や場面に応じて適切に判断します。

【対応時間の目安等】

- 電話、対面での対応時間の目安 概ね30分
- 犯罪に該当する行為（暴行、器物破損等）があった場合は、警察（白石警察署 電話：25-2138）へ躊躇なく通報します。
- 内容や頻度（大声、粗暴な行為、何度も繰り返す等）に応じて、設定した時間にならなくとも対応終了を判断します。

⑤ 所属長である校（園）長が理不尽で過剰な要求等の判断をする

所属長である校（園）長は対応状況を確認し、理不尽で過剰な要求等と判断した場合は、保護者や地域の方に迷惑行為をやめるよう警告し、対応終了する旨を伝えます。それでも帰らない場合は、警察に通報すること、白石市学校管理規則・白石市保育園管理規則に基づき退去を命じることとなることを伝えます。

【白石市学校管理規則】

第25条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校の建物及びその敷地への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 教育活動の妨げになる行為を行う者
- (2) 児童生徒及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加える恐れがある者
- (3) 学校の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- (4) その他学校の管理上支障があると認められる行為を行う者

第27条 第2条から第5条まで、第10条から第14条まで及び第19条から第26条までの規定は、幼稚園について準用する。（以下省略）

【白石市保育園管理規則】

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保育園の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 保育の妨げになる行為を行う者

(2) 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者

(3) 保育園の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者

(4) その他保育園の管理上支障があると認められる行為を行う者

なお、以下のいずれかに該当するものについては、幼稚園・保育園はこども未来課、小・中学校は学校管理課へ、発生日時、場所、相手方の住所氏名、事案の概要等を報告します。

- ・ 警察に通報する必要がある事案
- ・ 弁護士に相談する必要がある事案
- ・ 理不尽で過剰な要求等が繰り返されるおそれがあると校（園）長が判断した事案
- ・ その他報告することが適当であると校（園）長が判断した事案

⑥ 個別の対応状況や今後の方針を学校（園）内で共有する

対応終了後、事実関係を整理したうえで、繰り返される事案については、次回以降の対応に備え、対応方針をあらかじめ定めて学校（園）内で共有します。

(2) 毅然と対応する

① 議論は避ける

一部の保護者や地域の方等は、「あなたは〇〇についてどう考えているんだ？」と園や学校の業務に関係のない自分の得意な分野で教職員等に議論をさせ、優位に立とうとします。

無用な議論をすると、矛盾した説明や失言に至り、それを突かれるおそれがあることから、議論は避け、要求に端的に回答するようにします。

② 曖昧な回答はしない

回答に当たっては、曖昧な言動は慎み、相手に少しでも期待を持たせるような発言や、その場しのぎの回答はしないように注意します。

事実関係の確認が必要なものは、即答せず、「事実関係を確認してから後日回答します。」と対応します。

③ 対応状況や発言内容を録画又は録音する

話が長時間に及び、内容が多岐にわたるなど、メモでは正確な記録を残すことが難しい場合や、相手が感情的になり厳しい口調や威圧的な態度で意見を主張する場合は、内容の正確な把握、記録や相手の不当な圧力を抑止するため、対応状況や会話を録画又は録音します。

録画又は録音にあたっては、「齟齬がないよう、内容を正確に記録するため、録音（録画）させていただきます。」などと録音又は録音の目的を説明し、相手の同意を得ることを基本としますが、脅迫や暴言など違法性、悪質性が高く、法的な対応なども見据えて対応状況や発言内容を証拠として残す必要がある場合は、同意を得ることなく録画又は録音して差し支えありません。

市（園・学校）が対応状況の記録のため、相手方に了承を得ずに録画又は録音することに違法性はありません。顧問弁護士に確認済みであり、同様の判例もあります（平成12年7月12日最高裁判所）。

④ 警告する

脅迫や暴言など違法性、悪質性が高い言動があった場合には、「そのような発言をされるのなら、これ以上お話しはできかねますので、そのような発言は控えてください。」などと告げ、適宜、不当な言動を止めるよう複数回、警告します。

⑤ 対応を中止する

警告に応じず、違法性、悪質性が高い言動を続ける場合や、園や学校として対応できないことを求めている場合は、対応ができないことを説明し、対応を終了します。また、生命、身体、財産に危害を加える旨の発言があった場合には、直ちに対応を中止します。

（3） 法的に対応する

① 管理権の行使

白石市学校管理規則・白石市保育園管理規則では、校（園）地（校舎・園舎含む）内における秩序の維持及び災害の防止を図るため、理不尽で過剰な要求等をする者に対しては、校（園）地（校舎・園舎含む）内からの退去を命ずることができます。

対応を終了しても退去が見込めない場合は、複数回、退去するよう警告し、それでも退去しない場合は、禁止事項に該当するものとして、管理責任者の権限で校（園）地内からの退去を命じることができます。必要に応じて、管理職へ連絡してください。

② 警察に通報する

退去命令に応じない場合や暴行、脅迫、器物損壊等などの犯罪行為（犯罪に当たる可能性がある場合も含む）がある場合は、「警察に通報する」旨を告げて、警察に通報します。

校（園）長の指示のもと、警察に通報を行う際は、以下を参考にしてください。

緊急連絡先

白石警察署 25-2138

緊急通報用電話番号 110

状況説明の例

白石市立〇〇小中学校の〇〇です。

（類型を参考に）という事案が発生しました。

保護者（地域の方）は男性（女性）〇名、当方は職員〇名が対応中です。〇時〇分から〇〇していただくように依頼を重ねましたが、聞き入れていただけず、校舎内に居座っています。

（入口での大声、暴言、居座り等により）教職員や来校者が恐怖を感じています。

事案解決の支援をお願いします。

③ 弁護士に相談する

対応に当たっては、主張の根拠となる法律の規定などを確認し、これらに基づき毅然と対応することが重要です。弁護士に相談した上で対応している旨を告げることで、相手の行為が止むこともあります。

園や学校としての対応や回答内容に法的問題がないか確認する必要がある場合や、相手が「訴えてやる」と主張するなど訴訟に発展する可能性がある場合、法的な対応を検討する必要がある場合などは、顧問弁護士に相談します。事案の概要や対応方針等をまとめた上で、幼稚園・保育園はこども未来課、小・中学校は学校管理課へご相談ください。

第3 理不尽で過剰な要求等の類型と対応例

白石市は、「白石市カスタマーハラスメントに対する方針」に基づき対応を進めています。厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」においては、いわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為は大きく9つの類型に分けられています。このマニュアルを踏まえ、園や学校で想定される理不尽で過剰な要求等を11の類型に整理しました。

実際の場面では複合的な事案も想定されることから、「組織的に対応する」「毅然と対応する」「必要に応じて法的に対応する」を基本とし、状況に応じて適切に対応します。

1 時間拘束型

- ・電話で長時間対応を求める、校（園）内（校舎・園舎を含む）に長時間滞在する。
- ・教職員等を長時間拘束し、保育・教育活動や業務に支障を及ぼす。

【対応例】

- ① 対応できない理由を丁寧に説明し、対応を終了する旨を明確に伝える。
「ご説明したとおり、これ以上学校（園）で対応できることはございません。」
- ② 長時間が予想される場合は、対応可能な時間（目安として30分）を設定し伝える。
「他の業務もございますので、〇時まではお話を伺うことができます」
- ③ 設定した時間を経過した場合は、退去を促す。（電話は終了する。）
「お時間になりました。他の業務がございますので、失礼いたします。（電話を切らせていただきます。）」
- ④ 退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、必要に応じて管理職や警察に連絡することを告げる。

2 リピート型

- ・執拗に電話や来校（園）を繰り返す。
- ・同じ内容の意見や要望を繰り返す。
- ・複数の教職員等に同じ内容の要求を行う。

【対応例】

- ① 理不尽で過剰な要求等には対応できない旨を伝える。
「すでに何度もご説明しているとおおり、これ以上お伝えできることはございません。」
- ② 同一内容が続く場合、対応終了を伝える。
「同じお話でしたら、対応を終了させていただきます。（電話を切らせていただきます。）」
- ③ 行為が続く場合は、管理職に報告し、教育委員会・警察・弁護士への相談を検討する。

3 暴言型

- ・侮辱や差別的な言動、罵声、恫喝（大声で威圧するなど）

【対応例】

- ① 暴言の都度、明確にやめるよう、複数回、警告する。
「そのような発言が続く場合、これ以上話し合いを継続できません。そのような発言はお控えください。」
- ② 侮辱的発言や名誉毀損、人格を否定する発言に関しては、後で事実確認ができるよう記録（録画又は録音）する。
「以降の発言は、対応記録として記録（録画又は録音）させていただきます。」
- ③ 警告を複数回行っても侮蔑等が収まらない場合、対応を中止し、退去を促す。（電話は終了する。）
「これ以上対応できません。お引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」
- ④ 応じない場合、毅然とした態度で接し、複数回、退去を促す。管理職へ報告し、警察への通報を検討する。

4 暴力型

- ・机をたたく、物を投げる、物を壊す、殴る、蹴る、つばを吐く等する。
- ・対応状況や教職員等の氏名等、SNS等へ勝手に投稿することや不適切な内容の投稿をする。

【対応例】

- ① 安全確保を最優先とし、一定の距離を保つなどの対応をとる。
- ② 管理職へ報告し、状況に応じ、直ちに警察に通報、可能な限り状況を記録（録画または録音）する。

5 過度な要求型

- ・繰り返し特定の教職員等や管理職による対応を要求する。
- ・執拗におたよりやホームページ等への掲載を要求する。
- ・職場外、勤務時間外での対応を要求する。
- ・実現困難なことを要求する。
- ・事案への対応策、園や学校の業務と関係のない自分勝手な自己主張、苦情を言う。
- ・無理な購入要求、言いがかりにより金銭要求をする。

【対応例】

- ① 担当者で対応できる旨を説明する。
「担当職員が対応します。校（園）長へは私から報告します。」

- ② 掲載は、学校（園）として判断していることを伝える。

「掲載は、学校（園）として判断しておりますので、〇〇さんのご要望に応じて掲載することはできません。」

- ③ 不適切な場所、時間では、回答しない。

「その（場所・時間）での対応はできません。改めて（場所・時間）でお問い合わせください。」

- ④ 制度上できないこと、園や学校の業務と関係のないこと、不当な金銭の要求等は、はっきり断る。

「〇〇については学校（園）では対応できません。」

※「結構です」「いいです」「大丈夫です」は、容認したと捉えられるので使用しない。

6 揚げ足取り型

- ・言葉尻を捉え、揚げ足取りや執拗な責め立てをする。
- ・「態度が気に入らない」等の言いがかりをつける。

【対応例】

- ① 無用な議論をせず、話を本題に戻す。

「ご要望の主旨を確認させていただきますでしょうか。」

- ② 不手際があった場合は、その部分についてお詫びし、話を本題に戻す。

「先ほどは説明が不足しており失礼しました。—（本題へ）」

7 謝罪要求型

- ・根拠なく謝罪を要求する。
- ・土下座を要求する。

【対応例】

- ① 文書等での謝罪は、組織として必要性が認められる程度の落ち度がある場合に行うものであり、対応時の不手際など、相手が不快な思いをしたという事実に対しては、その場で丁寧に謝罪し、文書等での謝罪には応じられない旨を伝える。

「対応の不手際があったことへのお詫びにつきましては、先ほどお伝えしましたところであり、書面での謝罪には応じることができません。」

- ② 土下座の強要は、一般的に正当な要求を超えたものであり、応じない。

「お詫びにつきましては、先ほどお伝えしましたところであり、土下座はできません。」

8 脅迫型

- ・「〇〇に訴える」「SNSにさらす」「家を訪問する」等の発言で脅す。
- ・凶器を持参し見せつける。

【対応例】

- ① 恐怖を感じる言動に対して、怖いという感情を相手に伝え、止めるよう複数回、警告する。
「その発言はどのような意味でしょうか。脅しですか。怖いです。」
「そのように威圧的ではお話ができません。やめてください。」
- ② 脅迫的な発言に関しては、後で事実確認ができるよう記録（録画又は録音）する。
「〇〇という発言は脅迫的な発言です。この後の発言は対応の証拠として記録（録画又は録音）させていただきます。」
- ③ 警告を複数回行っても言動をやめない場合は、対応を中止し、管理職に報告し、退去を促す。（電話の場合は切電する。）
「怖くて対応ができません。お引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」
- ④ マスコミ等への通報をほのめかした脅しに対しては、冷静に対応し、「どうぞ、ご自由に」などの挑発的に受け取られる発言は行わない。
「〇〇さんのご判断ですので、何とも申し上げられません。」
- ⑤ 教職員等に対する嫌がらせを目的とした撮影・録音行為は止めるよう、相手に警告する。なお、警告する際には、高圧的な態度や発言に注意する。
「校（園）長室、会議室内の資料、児童生徒、教職員等の容貌などが記録されかねませんので、業務の適正な執行、プライバシー保護の観点などから、撮影はお止めください。」
「インターネット上に掲載するなど、不特定または多数の者への公開を目的とした音声の録音はお止めください。」
- ⑥ 退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、管理職に報告し、市教育委員会や警察に通報することを告げ、通報を検討する。
- ⑦ 身の危険を感じたら、周りの職員に声をかけ、相手方と距離を保ち、直ちに警察へ通報する。

9 権威型

- ・優位な立場を利用した暴言を吐く、特別扱いを要求する。

【対応例】

- ① 相手の立場の把握に努め、要求が受け入れられたと捉えられるような不用意な発言はしない。

「私だけでは判断できませんので、確認をした上で改めて回答させてください。」

- ② 不当な要求には応じない。特別な対応はできないことをはっきりと伝える。

「申し訳ございませんが、お申し出の内容には対応できません。」

「法令に基づき適切に対応いたします。」

「教育委員会にお伝えいただいてもかまいません。学校（園）の対応は今申し上げた通りにさせていただきます。」

- ③ 管理職の対応が必要な場合は、校（園）長、教頭等と交代する。

10 つきまとい型

- ・待ち伏せる、付きまとう、繰り返しSNS等での対応を迫るなどの行為や発言をする。

【対応例】

- ① 執拗な要求に対しては、やめるように警告を行い、録画又は録音による証拠を残す。

「その発言（行為）は業務外の行為に当たり対応できませんので、やめてください。記録（録画又は録音）させていただきます。」

「弁護士、警察に相談します。」

- ② 執拗な待ち伏せ、つきまといに対しては、学校（園）からの退去命令について校（園）長と調整する。

- ③ 行為が収まらない場合は、警察、弁護士への相談を検討する。

- ④ 校（園）外又は休日等勤務時間外での待ち伏せ又はつきまとい、自宅を訪問される等に対しては、相手方から危害が加えられないよう一定の距離を保つなど、安全を確保した上で、直ちに警察へ通報する。

11 その他

- ・学校（園）からの退去命令を受けたのに退去しない。
- ・酒に酔った状態で電話をかける、来校（園）する。
- ・学校（園）の様子や職員を無断で撮影、録音する。
- ・説明を聞かない。

【対応例】

- ① 学校（園）からの退去命令を複数回出したにも関わらず退去しない場合は、警察へ支援を依頼する。

「退去命令を出しましたが退去しないため、警察へ連絡します。」

- ② 酒に酔った状態の場合はトラブルの危険性が増すので対応しない。

「お酒に酔った状態での学校（園）への立ち入り（電話）はお断りしていますので、

お引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」

「お酒を飲むのは〇〇さんのご自由ですが、学校（園）の運営に関するお話があれば後日お伺いします。本日はお引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」

- ③ 第三者等への公表や職員に対する嫌がらせ等を目的とした撮影・録音行為は止めるよう警告する。警告する際、高圧的な態度や発言に注意する。

「学校（園）内の撮影、録音は、プライバシー保護の観点などから、お止めください。」

「インターネット上に掲載するなど、不特定多数の者への公開を目的とした撮影、録音は、お止めください。」

● 対応時の留意点

「あなたの言動は、『理不尽で過剰な要求等』に当たるので、対応を中止します」とは言わないようにします。

- ・「理不尽で過剰な要求等」という用語を用いると、相手の心情を損ね、不満が増幅し、事態が悪化しかねません。
- ・「理不尽で過剰な要求等」であるから対応を中止するのではなく、不当な言動に対して、これ以上は対応できないということをしっかり説明してください。

過去に理不尽で過剰な要求等を行った人からの申出、要求等を、直ちに理不尽で過剰な要求等と判断しないようにします。

- ・過去と同じ内容であれば、リピート型として対応しますが、新しいものは、当該申出、要求等が理不尽で過剰な要求等に該当するか、申出、要求内容とそれを実現するための手段や態様等に基づき適切に判断し、対応してください。

理不尽で過剰な要求等を受けた等により教職員等から相談があった場合、校（園）長は当該職員、関係者等のプライバシーの保護に努めます。なお、教職員等が相談を行ったこと等によって不利益を受けないように留意します。

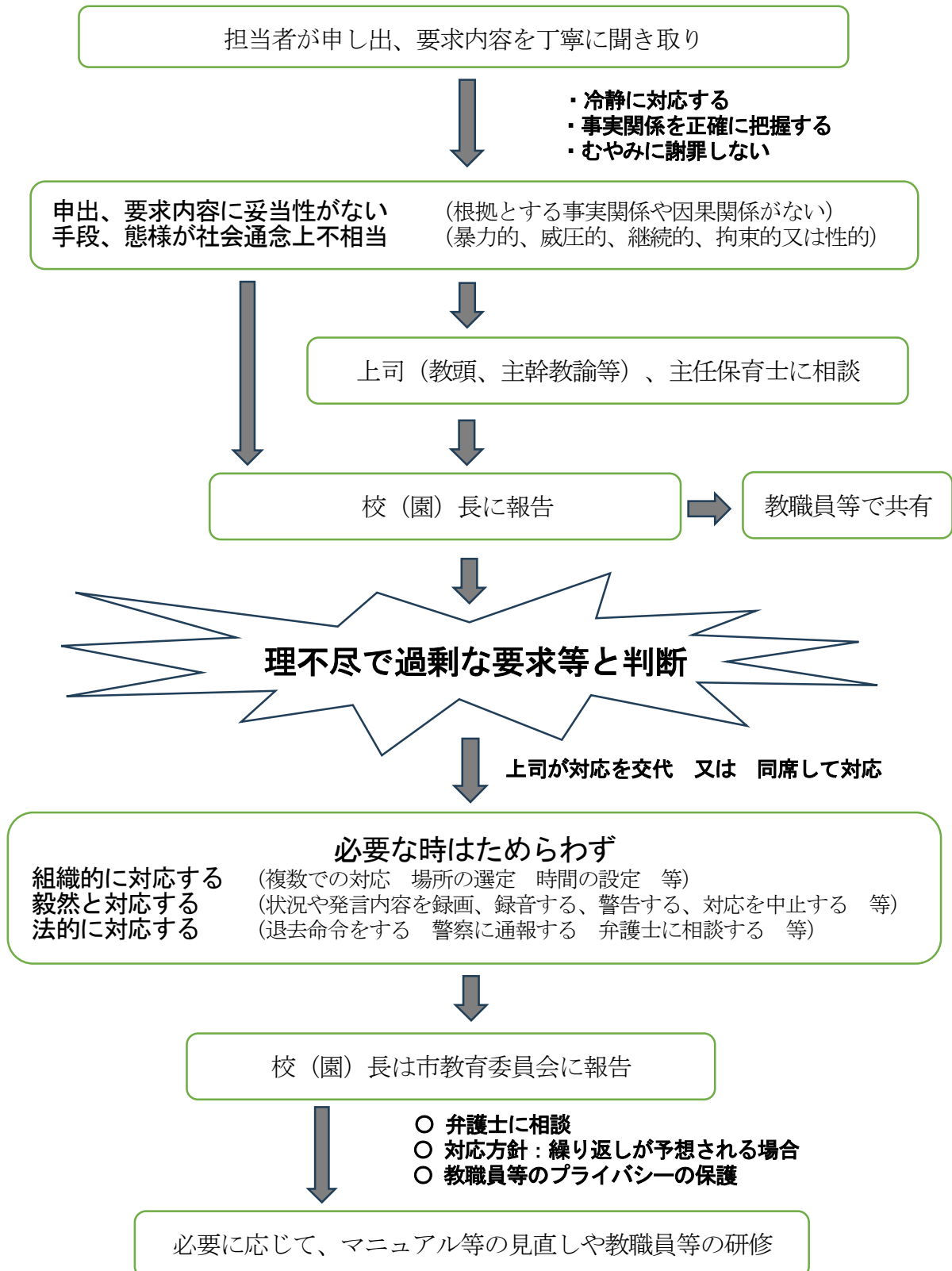
また、理不尽で過剰な要求等を受けた教職員等が心身等に不調をきたし、産業医への面談を希望する場合は、教職員等又は校（園）長から白石市教育委員会へその旨を相談することができます。

参考①：理不尽で過剰な要求等が抵触する法律

理不尽で過剰な要求等に係る犯罪、違法行為がどのような法律に抵触するのか、関連する条文として以下のようなものがあります。

罪名、条項	条文、事例
傷害罪 刑法第204条	人の身体を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (例) 殴打して怪我を負わせる、執拗な嫌がらせ電話によってノイローゼにさせる
暴行罪 刑法第208条	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (例) 殴る、蹴る、叩く
脅迫罪 刑法第222条	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 (例) 「痛い目にあわせてやる」「夜道に気をつけるよ」「写真をネットにばらまくぞ」と告げる
恐喝罪 刑法第249条第1項	人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。 (例) 規定違反を口実に、金品を脅し取ったり、支払いを免れたりする
強要罪 刑法第223条	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の拘禁刑に処する。 (例) 「この場で土下座しなければ殴る」と告げ、土下座を強要する
名誉棄損罪 刑法第230条	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (例) インターネット上に名誉を毀損する情報を掲載する
侮辱罪 刑法第231条	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (例) SNSに「□□中学校の〇〇はバカ」と書き込む
信用棄損及び業務妨害 刑法第233条	虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (例) 自身の主張を掲載しているホームページに「市の施設である〇〇の水道には有害物質が混入している」と書き込む
威力業務妨害罪 刑法第234条	威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。 (例) 執拗な迷惑電話や脅迫的なメールを送り付け、業務を妨害する
不退去罪 刑法第130条	正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (例) 校長から何度も退去の要求を受けても退去しない

参考②：「理不尽で不当な要求等」対応フロー



参考③：白石市カスタマーハラスメント対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、カスタマーハラスメントに対し、組織的に対処することにより、職員の利益の保護及び過度な負担を軽減し、もって事務事業の円滑かつ公正な執行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「カスタマーハラスメント」とは、行政サービス利用者等からのクレーム、言動等のうち、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段、態様等が社会通念上不相当なものであって、当該手段、態様等により、職員の就業環境が害されるものをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、職務の遂行に当たり、何人に対しても法令遵守の姿勢を堅持するとともに、当該職員の所管する事務事業について十分に説明し理解を得るために努力をするものとする。

2 職員は、カスタマーハラスメントに対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、カスタマーハラスメントに対する適切な指導監督を行わなければならない。

2 所属長は、カスタマーハラスメントが発生したとき又は発生するおそれがあるときは、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に所属する職員の救済を図らなければならない。

(カスタマーハラスメントに関する報告)

第5条 職員は、カスタマーハラスメントが発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに所属長へ報告するものとする。

2 所属長は、前項の規定により報告を受けた事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、カスタマーハラスメントが発生した日時、場所、相手方の住所及び氏名、事案の概要等を総務部総務課長及び発生した場所に依じた白石市庁舎管理規則（昭和49年白石市規則第3号）第2条第2項に規定する管理責任者へ報告するものとする。

(1) 警察に通報する必要がある事案

(2) 弁護士に相談する必要がある事案

(3) カスタマーハラスメントが繰り返されるおそれがあると所属長が判断した事案

(4) その他報告することが適当であると所属長が判断した事案

(カスタマーハラスメントに対する対処)

第6条 所属長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事案を担当する職員を孤立させることがないよう組織的に対処し、及びカスタマーハラスメントによる被害を防止するために必要な措置を講じ、並びにカスタマーハラスメントに関し関係機関と調整し、適切に対処するものとする。

(方針等の決定)

第7条 カスタマーハラスメントに対する全庁的な方針等の決定は、白石市不当要求行為等防止対策要綱（平成21年白石市訓令甲第8号）第3条に規定する白石市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）が同要綱に定める例により行うものとする。

(プライバシーの保護等)

第8条 カスタマーハラスメントに関する相談に応じる職員は、関係者のプライバシーの保護等に努めるとともに、職員が相談を行ったこと等によって不利益を受けないように留意しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、カスタマーハラスメントの対策に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

第19号議案

白石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康
確保措置実施計画(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年3月

白石市教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、本市の小・中学校教職員の働き方改革を進め、適切なワーク・ライフ・バランスを実現することで、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒により質の高い教育環境を提供できるようにする。

(2) 本市の現状

本市では、小中学校の教職員の在校等時間を確認し、適切な業務管理を行うために、各校に専用の端末を配備し、勤務時間を管理職が管理できる体制を作った。また、各校の時間外在校等時間の記録を提出させ、教職員の在校等時間の管理及び時間外勤務時間の縮減に取り組んできた。

本市における教育職員の令和6年度時間外在校等時間の状況等は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】				
	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年間360時間を上回る割合
小学校	月24.1時間	4.4%	0%	31.8%
中学校	月31.8時間	16.8%	0%	59.3%

(各校の時間外在校等時間記録を基に市教育委員会にて集計)

【令和6年の年次有給休暇取得平均日数(令和6年1月1日~12月31日)】
年間 13.4日 (年度途中で病休、育休等した者を除く)
(年次有給休暇等調査の報告を基に市教育委員会にて集計)

【令和6年度ストレスチェックの状況】
高ストレス者の割合 10% (23人/230人) (市ストレスチェック実施結果より)

時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は中学校で、年間360時間を上回る割合が小・中学校で高くなっており、全体の10%の教育職員は高ストレスであることから、学校における働き方改革を一層推進し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標 (令和11年度までに)

- 1ヶ月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合を100%にする
- 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を平均2.5時間程度にする
- 年間の時間外在校等時間を360時間以内とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(令和12年度までに)

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする (R6 13.4日)
- ストレスチェックにおける、高ストレス者の割合を5%以下にする (R6 10%)
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画期間 令和8年度～令和12年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間等における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、歳出歳入予算に組み入れる対象範囲や徴収金業務等の精査を進め、集金業務を一元化ができるシステムの導入を検討し、導入を目指す。

④地域の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、それぞれの地域人材や団体と学校との連絡調整については、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの理不尽で過剰な要求等、学校では対応が困難な事案の対応

- ・保護者に対して、令和8年3月に策定した「学校（園）と保護者・地域との良好な関係づくりのために」や相談窓口（市教育委員会、市青少年相談センター等）の周知を図るとともに、学校が弁護士等の専門家に相談できる環境の構築を目指す。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援ソフトの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において令和11年度までに学校以外が担うことを目指す。

⑧部活動

- ・令和10年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑨授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・AIドリルのさらなる活用を図るとともに、校務支援システムの機能を活用し授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

⑩支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を増やし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援学級等支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検において600点以上を目指す。(R6 470点)
- 時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和11年度までに全校に設置することを目指す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の

規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1ヶ月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 全ての小中学校においてストレスチェックを引き続き実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康に関する相談窓口を設置する。必要に応じて、産業医等による助言・指導や面接指導の干渉を行う。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- 早出遅出勤務やテレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、白石市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、白石市で導入している専用端末を活用して把握し、その他の目標についても、年休簿の記録、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、

業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けの県教委等が主催する各種研修を周知し、その内容を積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

第20号議案

乳児等通園支援事業の認可・確認について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

乳児等通園支援事業の認可・確認について

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは】

→すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない、生後6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度。令和8年度から全国の自治体で実施される。

1. 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の確認に関する意見聴取について

乳児等通園支援事業の実施を希望する事業者に対し、市は設備・運営基準に基づき審査のうえ、乳児等通園支援事業の実施施設として、認可を行うこととなる。市の認可にあたっては、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と規定されている。

また、乳児等通園支援事業において利用定員の確認申請があった場合においても、市は子ども・子育て支援法第54条の2第3項の既定により、「乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められている。これらの規定を踏まえ、子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

2. 令和8年度実施事業者の募集・選定について

- ・市内の幼児教育・保育施設事業者に本事業について周知するとともに、市ホームページにおいて事業者を公募（2月12日～2月19日）した。
- ・応募は1事業者からあり、加えて公立施設1か所においても実施予定。

3. 認可・確認に対する意見聴取の対象施設

(1) 令和8年度実施の応募事業者

施設名	白石みのりこども園			
設置運営主体	学校法人 曾根学園			
代表者名	理事長 緒方 芳大			
所在地	白石市福岡深谷字青木31番地			
施設種別	認定こども園			
実施方法	余裕活用法			
設備及び運営に関して				
設備基準	既存の設備で事業を実施 (0歳児 35.99㎡、1・2歳児 57.92㎡)			
職員基準	既存の職員で事業を実施(既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受入れ)			
地域との連携に関する取組	親子交流サロンの開催、育児相談の実施			
事業の概要				
実施日	月曜日から金曜日			
実施時間	8:30~13:00			
利用定員	0歳児:7名、1歳児:2名、2歳児:4名 (13名/日)			
		0歳児	1歳児	2歳児
	定員	9名	12名	12名
	在籍	2名	10名	8名
	※余裕活用法のため、在籍児童を除いて受入れを行う人数として利用定員を設定。			
利用料金	1時間あたり300円			
給食提供の有無	有(1食300円)			
おやつ提供の有無	有(1食100円)			
事業を提供しない日	土、日、祝日、お盆、年末年始、園行事の日			

※現在、上記事業者は保育所として運営しており、令和8年4月1日から認定こども園へ移行するとして、宮城県へ許可申請済み。本事業の実施にあたり設備等の基準は満たしている。

4. 公立施設での事業実施について

施設名	白石市第二幼稚園
所在地	白石市南町2丁目2番1号
施設種別	幼稚園
実施方法	一般型(専用室独立)
事業の概要	
実施日	月曜日から金曜日
実施時間	9:00~16:00
利用定員	0歳児:3名、1歳児:3名、2歳児:3名 (9名/日)
利用料金	1時間あたり300円
給食提供の有無	無(弁当持参)
おやつ提供の有無	無(おやつ持参)
事業を提供しない日	土、日、祝日、閉園日(8/13~16)、年末年始 (12/29~1/3)

※こども家庭庁通知により、公立施設において当該事業を実施する場合は、認可と認可に関する意見聴取は不要とされているが、利用定員について確認を受ける必要がある。

5. 本市の乳児等通園支援事業の提供体制のまとめ

	実施方法	0歳児	1歳児	2歳児	合計
白石みのり こども園	余裕活用型	7名	2名	4名	13名
白石市 第二幼稚園	一般型	3名	3名	3名	9名
合 計		10名	5名	7名	22名

第21号議案

白石市乳児等のための支援給付に係る支援給付認定
に関する規則(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市乳児等のための支援給付に係る支援給付認定に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に基づく乳児等支援給付認定の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、令、府令及び児童福祉法で使用する用語の例による。

（乳児等支援給付認定の申請）

第3条 法第30条の15第1項の規定により、乳児等支援給付認定を受けようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、電子情報処理組織（白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年12月19日条例第18号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、前項の申請書に記載すべき事項等を市長に送信することによって、当該書面の提出に代えることができる。

（認定証の交付）

第4条 市長は、法第30条の15第3項の規定により、乳児等支援給付認定を行ったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）を交付するものとする。

（乳児等支援給付認定申請の却下）

第5条 市長は、法第30条の15第1項の規定による申請について、当該申請に係る保護者が乳児等のための支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下

通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

（乳児等支援給付認定の消滅）

第6条 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付資格が消滅するときは、速やかに、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（乳児等支援給付認定の変更）

第7条 乳児等支援給付認定保護者は、法第30条の17の規定により、府令第28の22第1項各号に掲げる事項を変更する必要があるときは、速やかに、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第8条 市長は、府令第28条の27の規定により、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第6号）の提出があった場合は、乳児等支援支給認定証を再交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第9条 市長は、次に掲げる場合には、乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- （1）乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- （2）乳児等支援給付認定保護者が白石市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- （3）乳児等支援給付認定保護者が第6条の規定に違反したとき。

2 市長は、法第30条の18の規定により、乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知（様式第7号）を交付するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則に基づき行う必要のある事務は、この規則の施行の前においても行うことができる。

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

(宛先)白石市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄		
	氏名								
	現住所	〒							
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒						
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒						
電話番号		メールアドレス							
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。							
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	フリガナ		生年月日		児童との続柄			
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒					
電話番号		メールアドレス						

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数							
	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				申請者(保護者)との続柄	
	障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他				
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等: <input type="checkbox"/> 指示書等の添付) <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>: <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載:)				
	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				申請者(保護者)との続柄	
	障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他				
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等: <input type="checkbox"/> 指示書等の添付) <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>: <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載:)				
	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				申請者(保護者)との続柄	
	障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他				
その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等: <input type="checkbox"/> 指示書等の添付) <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>: <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載:)					

年 月 日

様

白石市長

乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に〇〇市町村を被告として(訴訟において〇〇市町村を代表する者は〇〇市町村長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

白石市長

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請却下通知書

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

児童氏名	
児童生年月日	年 月 日生
申請者住所	
申請者氏名	
申請者生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下理由	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に白石市を被告として(訴訟において白石市を代表する者は白石市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(宛先)白石市長

届出者氏名

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	<input type="checkbox"/> 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【転出先市町村名 都道府県 市町村 市町村】
	<input type="checkbox"/> 入所・入園等
	<input type="checkbox"/> その他()

乳児等支援支給認定証再交付申請書

(宛先)白石市長

保護者住所
保護者氏名

次のとおり、乳児等支援支給認定証の再交付を申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者氏名		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名		保護者との続柄	

申請理由	<input type="checkbox"/> 破損・汚損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他()
------	--

注1 破損・汚損により再交付を申請する場合は、破損・汚損した乳児等支援支給認定証を添付してください。

2 紛失により再交付を受けた後、紛失した乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかに発見した乳児等支援支給認定証を白石市に返還してください。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

様

白石市長

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により、次のとおり乳児等支援給付認定を取り消しましたので通知します。

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日	年 月 日生
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消理由	

上記の児童に係る乳児等支援支給認定証を、次の返還先に期限までに返還してください。

返還先	
返還期限	年 月 日

※既に乳児等支援支給認定証を白石市に提出されているときは、返還は不要です。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に白石市を被告として(訴訟において白石市を代表する者は白石市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第22号議案

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例施行規則の一部を改正する規則（案）

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例
施行規則の一部を改正する規則（令和6年白石市教育委員会規則第8号）の
一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削る。

第4条を次のように改め、同条を第5条とする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第3条を次のように改め、同条を第4条とする。

第4条 4月から8月までの利用者負担額は、前年度分の市町村民税額によ
り決定し、9月から翌年3月までの利用者負担額は、当該年度分の市町村
民税額により決定するものとする。なお、利用者負担額の算定にあたって
は別表の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分を用いること
とし、利用者負担額は0円とする。

第2条第2項中「は、別表に定める額とする」を「についても0円とする
」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を次のように改める。

条例第2条第2号に規定する利用者負担額は、0円とする。

第2条第2項として次の1項を加え、同条を第3条とする。

- 2 市長は、教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設又は特定地域
型保育事業所を利用することと決定したときは、利用者負担額を当該教育
・保育給付認定保護者又は法附則第6条第4項に規定する扶養義務者及び
特定教育・保育施設等に通知するものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年
法律第65号。以下「法」という。）及び条例の例による。

別表（第2条関係）を別表（第3条関係）に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
<p>○白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 令和 8 年 3 月 日 教育委員会規則第 8 号 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年白石市条例第 2 0 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項等を定めるものとする。 <u>（定義）</u></p> <p>第 2 条 この規則における用語の意義は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び条例の例による。</u> （利用者負担額）</p> <p>第 3 条 <u>条例第 2 条第 2 号に規定する利用者負担額は、0 円とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用することと決定したときは、利用者負担額を当該教育・保育給付認定保護者又は法附則第 6 条第 4 項に規定する扶養義務者及び特定教育・保育施設等に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>年度途中で子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもが法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに変更となった場合における利用者負担額についても 0 円とする。</u> （利用者負担額の基準）</p> <p>第 4 条 4 月から 8 月までの利用者負担額は、前年度分の市町村民税額により決定し、9 月から翌年 3 月までの利用者負担額は、当該年度分の市町村民税額により決定するものとする。<u>なお、利用者負担額の算定にあたっては別表の教育・保育給付認定</u></p>	<p>○白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 令和 6 年 2 月 2 9 日 教育委員会規則第 8 号 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年白石市条例第 2 0 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項等を定めるものとする。</p> <p>（利用者負担額）</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号の規則で定める額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 年度途中で子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもが法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに変更となった場合における利用者負担額は、別表に定める額とする。</p> <p>（利用者負担額の基準）</p> <p>第 3 条 4 月から 8 月までの利用者負担額は、前年度分の市町村民税額により決定し、9 月から翌年 3 月までの利用者負担額は、当該年度分の市町村民税額により決定するものとする。</p>

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
<p><u>保護者の属する世帯の階層区分を用いることとし、利用者負担額は0円とする。</u> (委任)</p> <p><u>第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p>	<p>(月途中の利用に係る利用者負担額の算定)</p> <p>第4条 月途中に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の利用を開始し、又は終了した場合における法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（常態的に土曜日に閉所する施設又は事業を利用する場合を除く。）の当該月の利用者負担額は、次の式により算定した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;">その月の利用者負担額×その月の利用可能日数（25日を超える場合は25日とし、実際に利用しなかった日数を含む。）÷25日</p> <p>(法附則第6条第4項の規定により市長が定める額)</p> <p>第5条 法附則第6条第4項の規定により保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る満3歳未満保育認定子どもの年齢等に応じて定める額については、条例第3条及び第2条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案		現 行																																																													
<p>2 この規則の施行の際現に廃止前の白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年白石市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育・保育給付認定</th> <th colspan="2">利用者負担額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">保護者の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A階層を除き、市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C1</td> <td>市町村民税課税世帯（均等割りのみ）</td> <td>16,100円 (8,000円)</td> <td>15,900円 (7,900円)</td> </tr> <tr> <td>市町村民税課税世帯であって、その課税額</td> <td>ひとり親世帯等 7,000円</td> <td>ひとり親世帯等 7,000円</td> </tr> </tbody> </table>		教育・保育給付認定		利用者負担額（月額）		保護者の属する世帯の階層区分				階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間				A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ）	16,100円 (8,000円)	15,900円 (7,900円)	市町村民税課税世帯であって、その課税額	ひとり親世帯等 7,000円	ひとり親世帯等 7,000円	<p>2 この規則の施行の際現に廃止前の白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年白石市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育・保育給付認定</th> <th colspan="2">利用者負担額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">保護者の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A階層を除き、市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C1</td> <td>市町村民税課税世帯（均等割りのみ）</td> <td>16,100円 (8,000円)</td> <td>15,900円 (7,900円)</td> </tr> <tr> <td>市町村民税課税世帯であって、その課税額</td> <td>ひとり親世帯等 7,000円</td> <td>ひとり親世帯等 7,000円</td> </tr> </tbody> </table>		教育・保育給付認定		利用者負担額（月額）		保護者の属する世帯の階層区分				階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間				A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ）	16,100円 (8,000円)	15,900円 (7,900円)	市町村民税課税世帯であって、その課税額	ひとり親世帯等 7,000円	ひとり親世帯等 7,000円
教育・保育給付認定		利用者負担額（月額）																																																													
保護者の属する世帯の階層区分																																																															
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間																																																												
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円																																																												
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円																																																												
C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ）	16,100円 (8,000円)	15,900円 (7,900円)																																																												
	市町村民税課税世帯であって、その課税額	ひとり親世帯等 7,000円	ひとり親世帯等 7,000円																																																												
教育・保育給付認定		利用者負担額（月額）																																																													
保護者の属する世帯の階層区分																																																															
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間																																																												
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円																																																												
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円																																																												
C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ）	16,100円 (8,000円)	15,900円 (7,900円)																																																												
	市町村民税課税世帯であって、その課税額	ひとり親世帯等 7,000円	ひとり親世帯等 7,000円																																																												

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案				現 行					
C	の区 2 分が 次の 区分 に該 当す る世 帯	所得割課 税額48, 600円 未満	19,500円 (9,700円)	19,200円 (9,600円)	C	の区 2 分が 次の 区分 に該 当す る世 帯	所得割課 税額48, 600円 未満	19,500円 (9,700円)	19,200円 (9,600円)
		ひとり親 世帯 等	7,000円	7,000円			ひとり親 世帯 等	7,000円	7,000円
D	1	所得割課 税額48, 600円 以上54, 000円 未満	21,500円 (10,700円)	21,200円 (10,600円)	D	1	所得割課 税額48, 600円 以上54, 000円 未満	21,500円 (10,700円)	21,200円 (10,600円)
		ひとり親 世帯 等	8,000円	8,000円			ひとり親 世帯 等	8,000円	8,000円
D	2 — 1	所得割課 税額54, 000円 以上57, 700円 未満	23,900円 (11,900円)	23,500円 (11,700円)	D	2 — 1	所得割課 税額54, 000円 以上57, 700円 未満	23,900円 (11,900円)	23,500円 (11,700円)
		ひとり親 世帯 等	8,000円	8,000円			ひとり親 世帯 等	8,000円	8,000円
D	2 — 2	所得割課 税額57, 700円 以上63, 000円 未満	23,900円 (11,900円)	23,500円 (11,700円)	D	2 — 2	所得割課 税額57, 700円 以上63, 000円 未満	23,900円 (11,900円)	23,500円 (11,700円)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案				現 行					
		ひとり親世帯等	8,000円	8,000円			ひとり親世帯等	8,000円	8,000円
D 3		所得割課税額63,000円以上72,000円未満	26,300円 (13,100円)	25,900円 (12,900円)	D 3		所得割課税額63,000円以上72,000円未満	26,300円 (13,100円)	25,900円 (12,900円)
		ひとり親世帯等	8,000円	8,000円			ひとり親世帯等	8,000円	8,000円
D 4 — 1		所得割課税額72,000円以上77,101円未満	28,800円 (14,400円)	28,400円 (14,200円)	D 4 — 1		所得割課税額72,000円以上77,101円未満	28,800円 (14,400円)	28,400円 (14,200円)
		ひとり親世帯等	8,000円	8,000円			ひとり親世帯等	8,000円	8,000円
D 4 — 2		所得割課税額77,101円以上97,000円未満	28,800円 (14,400円)	28,400円 (14,200円)	D 4 — 2		所得割課税額77,101円以上97,000円未満	28,800円 (14,400円)	28,400円 (14,200円)
D 5		所得割課税額97,000円以上101,000円未満	30,000円 (15,000円)	29,500円 (14,700円)	D 5		所得割課税額97,000円以上101,000円未満	30,000円 (15,000円)	29,500円 (14,700円)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案				現 行			
D 6	所得割課 税額10 1,000 円以上1 13,00 0円未満	35,50 0円 (17,7 00円)	34,90 0円 (17,4 00円)	D 6	所得割課 税額10 1,000 円以上1 13,00 0円未満	35,50 0円 (17,7 00円)	34,90 0円 (17,4 00円)
D 7	所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,00 0円未満	41,00 0円 (20,5 00円)	40,40 0円 (20,2 00円)	D 7	所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,00 0円未満	41,00 0円 (20,5 00円)	40,40 0円 (20,2 00円)
D 8	所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,00 0円未満	44,50 0円 (22,2 00円)	43,80 0円 (21,9 00円)	D 8	所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,00 0円未満	44,50 0円 (22,2 00円)	43,80 0円 (21,9 00円)
D 9	所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,00 0円未満	47,00 0円 (23,5 00円)	46,30 0円 (23,1 00円)	D 9	所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,00 0円未満	47,00 0円 (23,5 00円)	46,30 0円 (23,1 00円)
D 10	所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,00 0円未満	49,00 0円 (24,5 00円)	48,20 0円 (24,1 00円)	D 10	所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,00 0円未満	49,00 0円 (24,5 00円)	48,20 0円 (24,1 00円)
D 11	所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,00 0円未満	55,00 0円 (27,5 00円)	54,10 0円 (27,0 00円)	D 11	所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,00 0円未満	55,00 0円 (27,5 00円)	54,10 0円 (27,0 00円)
D 11	所得割課 税額30 0円	60,00 0円	59,00 0円	D 11	所得割課 税額30 0円	60,00 0円	59,00 0円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
2		1,000円以上	(30,000円)	(29,500円)	2		1,000円以上	(30,000円)	(29,500円)
備考 1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。					備考 1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。				
教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分			階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間				保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円		A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円		B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	
C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ） であって、その課税額	市町村民税課税世帯	16,100円	15,900円	C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ） であって、その課税額	市町村民税課税世帯	16,100円	15,900円
		ひとり親世帯等	7,000円	7,000円			ひとり親世帯等	7,000円	7,000円
C2	この区分が次の	所得割課税額48,600円	19,500円	19,200円	C2	この区分が次の	所得割課税額48,600円	19,500円	19,200円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
	区分 に該 当す る世 帯	未満	0円)	0円)		区分 に該 当す る世 帯	未満	0円)	0円)
		ひとり親 世帯 等	7,000 円	7,000 円			ひとり親 世帯 等	7,000 円	7,000 円
D 1		所得割課 税額48, 600円 以上54, 000円 未満	21,50 0円 (10,7 00円)	21,20 0円 (10,6 00円)	D 1		所得割課 税額48, 600円 以上54, 000円 未満	21,50 0円 (10,7 00円)	21,20 0円 (10,6 00円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 2 — 1		所得割課 税額54, 000円 以上57, 700円 未満	23,90 0円 (11,9 00円)	23,50 0円 (11,7 00円)	D 2 — 1		所得割課 税額54, 000円 以上57, 700円 未満	23,90 0円 (11,9 00円)	23,50 0円 (11,7 00円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 2 — 2		所得割課 税額57, 700円 以上63, 000円 未満	23,90 0円 (11,9 00円)	23,50 0円 (11,7 00円)	D 2 — 2		所得割課 税額57, 700円 以上63, 000円 未満	23,90 0円 (11,9 00円)	23,50 0円 (11,7 00円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
D 3		等			D 3		等		
		所得割課 税額63, 000円 以上72, 000円 未満	26,300 (13,100円)	25,900 (12,900円)			所得割課 税額63, 000円 以上72, 000円 未満	26,300 (13,100円)	25,900 (12,900円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 4 — 1		所得割課 税額72, 000円 以上77, 101円 未満	28,800 (14,400円)	28,400 (14,200円)	D 4 — 1		所得割課 税額72, 000円 以上77, 101円 未満	28,800 (14,400円)	28,400 (14,200円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 4 — 2		所得割課 税額77, 101円 以上97, 000円 未満	28,800 (14,400円)	28,400 (14,200円)	D 4 — 2		所得割課 税額77, 101円 以上97, 000円 未満	28,800 (14,400円)	28,400 (14,200円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 5		所得割課 税額97, 000円 以上10 1,000 円未満	30,000 (15,000円)	29,500 (14,700円)	D 5		所得割課 税額97, 000円 以上10 1,000 円未満	30,000 (15,000円)	29,500 (14,700円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 6		所得割課 税額10 1,000	35,500 (17,700円)	34,900 (17,400円)	D 6		所得割課 税額10 1,000	35,500 (17,700円)	34,900 (17,400円)
		ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案				現 行					
		円以上1 13,000 0円未満	00円)	00円)			円以上1 13,000 0円未満	00円)	00円)
D 7		所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,000 0円未満	41,000 0円 (20,500円)	40,400 0円 (20,200円)	D 7		所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,000 0円未満	41,000 0円 (20,500円)	40,400 0円 (20,200円)
D 8		所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,000 0円未満	44,500 0円 (22,200円)	43,800 0円 (21,900円)	D 8		所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,000 0円未満	44,500 0円 (22,200円)	43,800 0円 (21,900円)
D 9		所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,000 0円未満	47,000 0円 (23,500円)	46,300 0円 (23,100円)	D 9		所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,000 0円未満	47,000 0円 (23,500円)	46,300 0円 (23,100円)
D 10		所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,000 0円未満	49,000 0円 (24,500円)	48,200 0円 (24,100円)	D 10		所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,000 0円未満	49,000 0円 (24,500円)	48,200 0円 (24,100円)
D 11		所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,000 0円未満	55,000 0円 (27,500円)	54,100 0円 (27,000円)	D 11		所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,000 0円未満	55,000 0円 (27,500円)	54,100 0円 (27,000円)
D 12		所得割課 税額30 1,000 円以上	60,000 0円 (30,000円)	59,000 0円 (29,500円)	D 12		所得割課 税額30 1,000 円以上	60,000 0円 (30,000円)	59,000 0円 (29,500円)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行				
<p>備考</p> <p>1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。また、課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）は適用しないものとする。</p> <p>2 B階層からD1 2階層までの世帯であって、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども（以下「入所等子ども」という。）が2人以上いる場合で、次の表の左欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所若しくは認定こども園に入所又は地域型保育事業を利用するときは、同表右欄に定める額をその小学校就学前子どもに係る利用者負担額とする。（100円未満の端数は切り捨てとする。）</p> <p>ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合については、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。また、課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）は適用しないものとする。</p> <p>2 B階層からD1 2階層までの世帯であって、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども（以下「入所等子ども」という。）が2人以上いる場合で、次の表の左欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所若しくは認定こども園に入所又は地域型保育事業を利用するときは、同表右欄に定める額をその小学校就学前子どもに係る利用者負担額とする。（100円未満の端数は切り捨てとする。）</p> <p>ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合については、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="178 1697 568 1960">(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども</td> <td data-bbox="568 1697 775 1960">表で定める利用者負担額</td> </tr> </table>	(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="801 1697 1190 1960">(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども</td> <td data-bbox="1190 1697 1398 1960">表で定める利用者負担額</td> </tr> </table>	(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額
(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額				
(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="178 1973 568 2045">(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該</td> <td data-bbox="568 1973 775 2045">表に定める利用者負担額に</td> </tr> </table>	(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="801 1973 1190 2045">(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該</td> <td data-bbox="1190 1973 1398 2045">表に定める利用者負担額に</td> </tr> </table>	(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に
(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に				
(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に				

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案		現 行	
当する者が2人以上の場合、そのうち年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	2分の1を乗じて得た額（（ ）内の額）	当する者が2人以上の場合、そのうち年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	2分の1を乗じて得た額（（ ）内の額）
(3) (1) 及び (2) 以外の入所等子どもである小学校就学前子ども	0円	(3) (1) 及び (2) 以外の入所等子どもである小学校就学前子ども	0円
<p>3 市町村民税所得割課税額が、77,101円未満の世帯（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。この表において「ひとり親世帯等」という。）において次のいずれかに該当する場合は、前項の表（1）に該当する者の利用者負担額については、階層区分ごとのひとり親世帯等の欄の額とし、同表（2）に該当する者の利用者負担額については0円とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者の属する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141</p>		<p>3 市町村民税所得割課税額が、77,101円未満の世帯（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。この表において「ひとり親世帯等」という。）において次のいずれかに該当する場合は、前項の表（1）に該当する者の利用者負担額については、階層区分ごとのひとり親世帯等の欄の額とし、同表（2）に該当する者の利用者負担額については0円とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者の属する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141</p>	

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯	号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯

第23号議案

白石市休日部活動の地域展開推進方針(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市休日部活動の地域展開推進方針（案）

1. 基本理念

～持続可能な地域活動の創造～

急激な少子化の進行や学校における働き方改革が進む中、学校部活動の在り方を抜本的に見直し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備します。

本市における休日部活動の地域展開は、単に活動主体を学校から地域へ移すことだけを目的としません。生徒一人ひとりが、生涯にわたってスポーツや文化芸術を愛好し、豊かな人生を送るための「生涯スポーツ」「生涯学習」の入り口（受け皿）となる新たな地域活動システムを構築することを目指します。

2. 目標時期とスケジュール

国及び宮城県の「改革実行期間」を踏まえつつ、本市では以下のスケジュールで着実な展開を進めます。

- ・ 令和10年度（2028年度）中：休日部活動の地域展開体制を確立

時期	段階	主な取り組み内容
～令和9年度	基盤整備・実証期	・ 受け皿となる運営団体の選定・育成 ・ 指導者人材バンクの構築と研修 ・ モデル事業（先行実施種目）の検証 ・ 保護者・市民への周知と理解促進
令和10年度	並走期	・ 最大限の種目において地域クラブ等の受け皿を用意 ・ 学校部活動と地域活動の併用期間（段階的切り替え） ・ 課題の洗い出しと最終調整
令和11年度～	完全実施期	・ 休日の学校部活動を廃止し、地域活動へ一本化 ・ 平日の部活動との連携サイクルの確立 ・ 活動プログラムの質の向上と多様化

3. 地域展開の基本方針

(1) 「生涯スポーツ・生涯学習」への転換

従来の「勝利至上主義」「勝利理想主義」「長時間の練習」になりがちな活動から、生徒の興味・関心や技能レベルに応じた多様な活動へと転換します。

- ・ 多様な選択肢：競技志向だけでなく、レクリエーション志向や文化探究など、楽しむことを目的としたコース設定を推奨します。
- ・ 多世代交流：地域住民や高齢者、異校種の学生が共に活動する場を創出し、地域コミュニティの核としての機能を強化します。

(2) 質の高い指導体制の構築

生徒が安全・安心に活動でき、かつ専門的な指導を受けられる体制を整えます。

- ・ **指導者の質保障:** 宮城県のガイドラインに準拠し、指導者研修（ハラスメント防止、安全管理、指導法）の受講を必須とします。
- ・ **教員の兼職兼業:** 指導を希望する教員が、休日に「地域指導者」として報酬を得て活動できる仕組み（兼職兼業）を整備します。

(3) 持続可能な運営体制（受益者負担の適正化）

活動を持続可能なものとするため、適切な会費徴収（受益者負担）を導入します。ただし、経済的な理由で活動をあきらめることがないように、市独自の減免制度や支援策を検討します。

4. 運営・連携体制

- ・ **統括団体の設置:** 市全体のコーディネーター機能を持つ「(仮称) 白石市地域クラブ活動推進協議会」または指定管理団体を設置し、指導者のマッチングや会費管理、保険加入等を一元的にサポートします。
- ・ **施設活用:** 学校体育館やグラウンド、公民館、ホワイトキューブ等の公共施設を、地域活動の拠点として優先的に開放・活用します。

5. 期待される効果

- ・ **生徒にとって:** 専門的な指導を受けられる機会の増加と、学校以外の居場所づくり。生涯にわたる趣味・特技の発見。
- ・ **教員にとって:** 休日出勤の減少によるワーク・ライフ・バランスの実現と、本来の教育活動への専念。
- ・ **地域にとって:** 地域人材の活躍の場の創出と、スポーツ・文化を通じた地域コミュニティの活性化。

今後の方向性

地域連携・地域展開の推進に向けたロードマップ

白石市 運動部活動地域展開スケジュール（案）



第24号議案

教育委員会感謝状の贈呈について(白石市社会教育
委員)(案)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 2 4 号議案

教育委員会感謝状の贈呈について（案）

このことについて、下記のとおり感謝状を贈呈する。

記

1 教育功労者

○氏 名	小関 俊昭
住 所	白石市城南 2 丁目 7 番 7 号
内 容	令和 8 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となった 白石市社会教育委員について、8 年以上就任し、 特に功績があったため

令和 8 年 3 月 1 2 日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第25号議案

教育委員会感謝状の贈呈について(白石市地区公民館長)(案)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第25号議案

教育委員会感謝状の贈呈について（案）

このことについて、下記のとおり感謝状を贈呈する。

記

1 教育功労者

○氏名 鈴木 春 夫

住所 白石市大平中目字八ツ森脇59-2

内容 令和8年3月31日をもって任期満了となった
地区公民館長について、6年以上就任し、特に
功績があったため

○氏名 大槻 恒 夫

住所 白石市大鷹沢大町字関根351-1

内容 令和8年3月31日をもって任期満了となった
地区公民館長について、6年以上就任し、特に
功績があったため

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第26号議案

白石市社会教育委員の任命について(案)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 2 6 号議案

白石市社会教育委員の任命について（案）

このことについて、下記のとおり任命する。

記

任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（敬称略）

氏名	選出区分	新・再	備考
佐藤 晴代	社会教育全般	再任	元民生委員
麻生菜穂美	文化教育	再任	白石市歴史文化アドバイザー
前田 英子	青少年教育	再任	清林寺坊守
齊藤 直	社会教育全般	再任	宮城教育大学上廣倫理教育アカデミー 教育支援コーディネーター
工藤 理恵	青少年教育	再任	元 P T A 役員
滝深 光昭	青少年教育	再任	白石高等学校父母教師会 副会長
米沢 ゆかり	青少年教育	新任	白石第二小学校 P T A 会長
	社会教育全般		学校長

令和 8 年 3 月 1 2 日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第27号議案

白石市地区公民館長の任命について(案)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第27号議案

白石市地区公民館長の任命について（案）

このことについて、下記のとおり任命する。

記

任期：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(敬称略)

公民館名	氏名	就任年月日	備考
越河公民館	石川 義博	令和2年4月1日	再任
斎川公民館	畑中 多賀男	平成29年4月1日	再任
大平公民館	佐藤 進	令和8年4月1日	新任
大鷹沢公民館	菊地 久雄	令和8年4月1日	新任
白川公民館	小畑 けい子	令和3年10月4日	再任
福岡公民館	佐藤 悦男	令和2年4月1日	再任
深谷公民館	平間 利幸	令和5年4月1日	再任
小原公民館	岩松 義則	平成29年4月1日	再任

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典